平成30年度第11回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 平成31年2月12日 (火) 午後2時00分から3時00分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (27人)

 1番 原
 卓 己 君
 2番 中 村 克 則 君

 3番 勝 亦 慶 徳 君
 4番 芹 澤 行 雄 君

 7番 勝 又 英 夫 君

 8番 勝 又 秀 一 君
 10番 芹 澤 高 雄 君

 11番 杉 山 正一郎 君
 12番 勝 又 俊 治 君

 13番 杉 山 照 信 君
 14番 根 上 豊 君

13番 杉 山 照 信 君14番 根 上 豊 君16番 野 村 進 吾 君

 16番 野 村 進 吾 君

 17番 土 屋 好 勝 君
 18番 水 口 光 一 君

19番 田 代 壽 信 君 20番 芹 澤 賢 治 君

 21番 鈴 木 末 廣 君
 22番 土 屋 耕 一 君

 23番 土 屋 多嘉雄 君
 24番 鈴 木 良 逸 君

2 5 番 勝間田 喜 晴 君 2 6 番 野 木 美佐雄 君

27番 佐 藤 一 吉 君 28番 鎌 野 哲 夫 君

29番 根 上 守 人 君 30番 滝 口 勉 君

31番 勝 又 義 美 君

欠席委員 (2人)

5番 田 代 眞 吾 君 15番 髙 村 盛 司 君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 報 第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について 議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について 議案第49号 非農地証明申請書の決定について
- 7 議案第50号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

勝亦 俊次 井上 裕次 浅水 隆司 鈴木 愛 杉山 啓介

会議の概要

事務局

ただ今から平成30年度第11回総会を開会いたします。

本日は、5番 田代眞吾委員、15番 髙村盛司委員が欠席でございますが、過半数 の出席で総会は成立しておりますので開会を宣言いたします。

会長

(会長あいさつ)

会長

それでは、会議に先立ち議事録署名人に 10番 芹澤高雄委員、1番 原卓己委員 を指名いたします。書記に、鈴木書記を指名いたします。

会長

次に報告事項に入ります。

報第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局

報第19号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。2月12日報告。今月の5条報告は2件でございます。

(番号1、2について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

次に議案に入ります。

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第47号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、 委員会の決定に附す。2月12日提出。今月の3条は4件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 3,451 ㎡ 譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 2,927 ㎡ 譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 1,947 ㎡

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 田・畑 計1,666 ㎡ 譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

番号1~4について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上でございます。

会長

続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

2 4 番委員

番号1ですが、2月3日、譲渡人とは電話にて、譲受人とは自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

内容については、譲受人は農業経営規模拡大を考えていたところ、自宅が千葉で農地 の管理が大変だった譲渡人より買い受けるための申請です。

また、譲受人は、譲り受ける農地は自分の茶園の隣接地であり、効率的に利用できるものと思われます。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

23番委員

番号2ですが、2月1日、譲渡人とは電話にて、譲受人とは自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いはありません。

内容については、譲受人は譲渡人より借りていたのですが、自宅のすぐ隣ということで、本人も規模拡大を図りたいということで、譲受人が譲渡人より買い受けるということでございます。

効率的利用につきましては、自宅の隣ということで、適正な作業が簡単にできてよい ということで認められるものと考えております。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

23番委員

番号4ですが、2月1日、申請人双方と電話にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いありません。

内容については、譲受人は規模の縮小を図っており、譲受人は規模の拡大をどうして もしたいということで話がまとまったということでございます。

効率的利用については、自宅から少々離れておりますが、30分以内で現地に到着できるということで、適切な利用ができると認められます。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

30番委員

番号3ですが、2月3日、譲渡人とは自宅にて、譲渡人とは現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので間違いはありません。

内容については、譲受人は農業経営規模拡大のため、譲受人が相続により取得した農地が遠方の為、経営の継続が困難となっていた農地を買い受けるための申請です。

その他の許可要件については、すべて適合しております。

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第48号 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書が提出されたので、 委員会の決定に附す。2月12日提出。今月の案件は1件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑1,305 m²

転用内容は、太陽光発電設備の設置及び駐車場3台の整備です。

農地の区分は、用途地域から 500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されます。

以上でございます。

会長

続いて調査結果の報告ですが、担当委員が欠席でございますので、事務局より報告を お願いいたします。

事務局

担当委員である5番委員より代読の申し出があったため、事務局が代わりに調査報告をいたします。

番号1ですが、2月6日、申請人と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由については、現在、申請地は茶畑となっているが、生産性及び収益見込みが悪く、また農業後継が望めないことから、今後の営農は困難と判断し、太陽光発電設備用地及び管理用の駐車場として使用するため、今回の申請に至ったとのことです。事情

としてはやむを得ないと判断します。

資金につきましては、自己資金で賄うということです。

他の権利者等はありません。

転用時期については、2月28日の着工を予定しているとのことです。

その他の許可要件につきましては、すべて適合しております。

以上です。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第49号 非農地証明申請書の決定について を議題とします。 本案につきましては、12番委員が議事参与の制限の該当案件でございますので、農 業委員会法第24条により退席をお願い申し上げます。

(12番委員退席)

会長

それでは事務局に議案説明を求めます。

事務局

議案第49号 次のとおり、非農地証明申請書が提出されたので、委員会の決定に附 す。2月12日提出。今月の案件は1件でございます。

先に1点修正をお願いします。整理番号1の現況地目が畑となっておりますが、正しくは山林です。申し訳ございませんでした。

番号1 (議案書の内容読み上げ)登記地目 畑、現況 山林 952 m² 以上でございます。

会長

続いて委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員

番号1ですが、2月1日、申請人と自宅及び現地にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したもので間違いはありません。

現況の様子ですが、現地は太さ30cm前後の雑木が何本も生えております。また周囲は山林に囲まれております。

転用経緯ですが、昭和59年頃、代替地として手に入れましたが、その後、自宅から

遠い為、ブルーベリーや梅、スモモなどの果樹を植えておりました。しかしながら、回りが山林の為に日当たりも悪く病気等になり、その後、手入れもできず30年以上経ち、維木林となってしまいました。

所定の手続きをしなかった理由ですが、管理ができなくなって農地であることを忘れてしまい、手続きをしなかったとのことでございます。

その他の要件につきましては、すべて適合しております。 以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。 12番委員は戻って着席してください。

(12番委員着席)

会長

ただ今審議した結果、本案については原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。

会長

続きまして、議案第50号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。 なお、整理番号4については、22番委員が関係者でございますので、これは最後に 審議します。先に、整理番号4を抜かして、番号 $1\sim6$ について事務局に議案の説明を 求めます。

事務局

議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり 農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。2月12日提出。

公告予定日2月13日の利用集積計画となります。本議案における計画は6件で面積が49,890 ㎡です。

本議案における整理番号1~5は、すべて農地中間管理事業による利用集積であり、 転貸する者は、静岡県農地中間管理機構 公益社団法人静岡県農業振興公社です。

また整理番号6は、農地売買事業による利用集積であり、買い手となる予定の者は、 新橋の勝又國幸さんです。

それでは整理番号1~3と5、6について説明させていただきます。

(内容読み上げ) 計 105 筆 92,255 ㎡ (内、番号4の説明を除く)

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

7番委員

整理番号3ですが、野菜を作るということですが、野菜は何を作るのですか。

事務局

譲受人の予定している作物は、主にクレソンであると伺っております。全てクレソンということではなくて、その他トウモロコシなど他の作物も作るそうですけれど、主にクレソンを作る予定ということで伺っています。

7番委員

譲受人というのはどういう組織なのですか。

事務局

譲受人は、神奈川県小田原市の認定農業者です。

事務局

補足説明をさせていただきます。こちらの譲受人につきましては、先程、杉山から申し上げました通り、小田原市で認定を受けている農業者、農業法人でありまして、現在、小田原と南足柄、あと小山町のほうでも営農されているということで、主に山芋ですとか、今回のようにクレソンですとか、そういった作物の栽培を行っている農業者であると伺っております。譲受人の関連会社になるのですけれども、外食産業をやっておりまして、そちらのほうで全て生産された作物については買取をしている状況のようです。今回の申請ですけれども、御殿場市内といいますか、標高の高めのところでクレソンの栽培をしたいということで、当市、農業委員会のほうに申し出がありまして、適する農地を探したところ、こちらの農地で地主さんと交渉がつきまして、今回の申請に至っております。

会長

よろしいでしょうか。

他に、ご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

事務局長

補足ですけれども、この永塚の農地ですけれども、ちょうど水が豊富に出ている所ということで、クレソンにちょうどいいということで適地と判断したようです。

会長

それでは、無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、整理番号4に入らせていただきますが、本案につきましては22番委員が利害関係人となりますので、農業委員会法第24条により退席願います。

(22番委員退席)

会長

それでは事務局に議案説明を求めます。

事務局

(番号4 内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については原案のとおり決定いたします。 22番委員は戻って着席してください。

(22番委員着席)

会長

ただ今審議した結果、本案については原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。

その他事務局から報告があればお願いします。

事務局

(報告事項)

- 1. 農業会議情報について
- 2. 広報ごてんば2月20日号について
- 3. 「農地利用最適化推進1・1・1運動」の報告書の提出について
- 4. 全国農業新聞の引き続き購読のお願いについて
- 5. 会議等出席依頼(報告)について
- 6. 次回総会 3月13日(水)午後4時(予定) 市役所東館2階 203会議室にて

8番委員

昨年、神山地先の兎島の関係で、■■株式会社が、もう既に試験的にぶどうの栽培を されている、ワイン用のほ場整備の話がございましたけれど、その関係は、今、どのよ うな状態になっているか教えていただきたい。

事務局

■■株式会社は、今、試験栽培ということで、少しずつエリアを広げているのですけれど、今の段階では、試験栽培をそのまま続けるということになっています。現在は、 昨年の夏場にかけて、地主さんを対象に農地をどういう使い方をしたいかという希望を 取りまして、約9割以上の方が当該地の整備について賛成だということでご賛同いただいています。そこの農地利用につきましては、10ha 以上あれば、先程農業会議情報の説明の際に、農地中間管理事業の予算がついていると説明したのですけれど、その10ha 以上まとまれば事業ができますという形で、市のほうも予算建てをしまして、来年度予算には乗せていきます。ただ、その事業をするにあたって、かなり時間が掛かりまして、だいたい3年ほど地元調整をして、まず図面を書きます、というところでだいたい1年位。平成32年にはある程度の結果として図ができあがって、国の調査が入りまして、そこで基本設計。今から3年後に実施設計を経て、4年後にほ場整備に入るという形で、進めているのですけれど、ほ場整備自体がだいたい5年位かかります。■■株式会社には最終的に終わるまでは8年位かかりますというお話をしている段階で、今、地主さんと、どういう形で地元調整をするかという打ち合わせで終わっておりますので、来年度以降、図面ができますので、本格的に動いていくと思われます。

以上です。

事務局長

よろしいでしょうか。

今後も地元調整をしっかりやっていかなければならないなということで、事務局のほ うも頑張っておりますので、ご承知おきをお願いします。

他に皆様から何かございますでしょうか。

촳

それでは、以上をもちまして、平成30年度第11回総会を閉会いたします。

以		
議事録署名人	1 0番	
議事録署名人	1番	